

令和 3 年度

上里町 一 般 会 計 予 算 書
特 別 会 計

上 里 町

目 次

一 般 会 計

令和3年度 上里町一般会計予算	5
-----------------	---

特 別 会 計

令和3年度 上里町国民健康保険特別会計予算	15
-----------------------	----

令和3年度 上里町介護保険特別会計予算	21
---------------------	----

令和3年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算	27
------------------------	----

令和3年度 上里町農業集落排水事業特別会計予算	33
-------------------------	----

事 業 会 計

令和3年度 上里町水道事業会計予算	39
-------------------	----

令和3年度 上里町下水道事業会計予算	45
--------------------	----

令和 3 年 度

上 里 町 一 般 会 計 予 算

令和3年度 上里町一般会計予算

令和3年度上里町一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,032,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		3,601,555
	1 町 民 税	1,510,545
	2 固 定 資 産 税	1,782,884
	3 軽 自 動 車 税	104,229
	4 町 た ば こ 税	203,897
2 地 方 譲 与 税		112,400
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	31,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	79,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	2,400
3 利 子 割 交 付 金		1,900
	1 利 子 割 交 付 金	1,900
4 配 当 割 交 付 金		12,000
	1 配 当 割 交 付 金	12,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		9,200
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,200
6 法 人 事 業 税 交 付 金		28,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	28,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		550,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	550,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		16,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	16,000
10 地 方 特 例 交 付 金		24,001
	1 地 方 特 例 交 付 金	24,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1

(単位：千円)

款	項	金額
11 地方交付税		1,040,000
	1 地方交付税	1,040,000
12 交通安全対策特別交付金		5,644
	1 交通安全対策特別交付金	5,644
13 分担金及び負担金		62,811
	1 負担金	62,811
14 使用料及び手数料		100,424
	1 使用料	89,328
	2 手数料	11,096
15 国庫支出金		1,218,933
	1 国庫負担金	1,130,435
	2 国庫補助金	83,055
	3 委託金	5,443
16 県支出金		733,403
	1 県負担金	502,414
	2 県補助金	171,223
	3 委託金	59,766
17 財産収入		4,547
	1 財産運用収入	4,545
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		5,600
	1 寄附金	5,600
19 繰入金		668,410
	1 基金繰入金	668,407
	2 特別会計繰入金	3
20 繰越金		100,000

(単位：千円)

款		項	金額
20	繰越金	1 繰越金	100,000
21	諸収入		77,872
		1 延滞金・加算金及び過料	8,251
		2 預金利子	1
		3 貸付金元利収入	822
		4 雑収入	68,798
22	町債		651,300
		1 町債	651,300
歳入		合計	9,032,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		106,737
	1 議 会 費	106,737
2 総 務 費		1,310,133
	1 総 務 管 理 費	1,044,908
	2 徴 税 費	169,806
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	73,479
	4 選 挙 費	14,990
	5 統 計 調 査 費	6,355
	6 監 査 委 員 費	595
3 民 生 費		3,750,373
	1 社 会 福 祉 費	1,955,771
	2 児 童 福 祉 費	1,794,502
	3 災 害 救 助 費	100
4 衛 生 費		740,860
	1 保 健 衛 生 費	469,989
	2 清 掃 費	270,871
5 農 林 水 産 業 費		171,419
	1 農 業 費	171,419
6 商 工 費		35,183
	1 商 工 費	35,183
7 土 木 費		560,290
	1 土 木 管 理 費	58,104
	2 道 路 橋 り よ う 費	141,318
	3 河 川 費	34
	4 都 市 計 画 費	346,474
	5 住 宅 費	14,360

(単位：千円)

款	項	金額
8 消 防 費		407,727
	1 消 防 費	407,727
9 教 育 費		962,819
	1 教 育 総 務 費	318,955
	2 小 学 校 費	129,432
	3 中 学 校 費	90,344
	4 社 会 教 育 費	207,718
	5 保 健 体 育 費	216,370
10 公 債 費		966,362
	1 公 債 費	966,362
11 諸 支 出 金		97
	1 基 金 費	96
	2 貸 付 金	1
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	9,032,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 (令 和 3 年 度 取 得 分)	令和3年度以降	上里町土地開発公社が町の行う公共事業の用地の先行取得に要する額
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 (令 和 3 年 度 分)	令和3年度以降	当該資金の貸付により生じる融資平均残額の1.0%以内に相当する額
上里町コミュニティバス運行事業補助金	令和3年度から 令和4年度まで	103,425
上里町総合文化センター指定管理委託	令和3年度から 令和5年度まで	52,177

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中央・長幡保育園改築事業	85,300	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上げ償還又は 低利に借りかえること ができる。
道路維持補修事業	7,700			
児玉工業団地アクセス道路事業	4,400			
リバーサイドロード事業	4,400			
災害対策事業	13,800			
中学校管理運営事業	9,800			
図書館運営事業	5,900			
臨時財政対策債	520,000			
計	651,300			

令和 3 年 度

上里町国民健康保険特別会計予算

議案第 号

令和3年度 上里町国民健康保険特別会計予算

令和3年度上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,042,173千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		496,686
	1 国 民 健 康 保 険 税	496,686
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		2,165,747
	1 県 補 助 金	2,165,747
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		374,725
	1 他 会 計 繰 入 金	374,724
	2 基 金 繰 入 金	1
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		5,010
	1 延 滞 金 及 び 過 料	5,002
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	7
歳 入	合 計	3,042,173

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		67,999
	1 総 務 管 理 費	64,001
	2 徴 税 費	3,321
	3 運 営 協 議 会 費	515
	4 趣 旨 普 及 費	162
2 保 険 給 付 費		2,123,821
	1 療 養 諸 費	1,845,862
	2 高 額 療 養 費	265,260
	3 移 送 費	33
	4 出 産 育 児 諸 費	9,665
	5 葬 祭 諸 費	2,700
	6 傷 病 手 当 金	301
3 国民健康保険事業費納付金		801,343
	1 医 療 給 付 費 分	520,463
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	198,386
	3 介 護 納 付 金 分	82,494
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		41,706
	1 保 健 事 業 費	14,306
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	27,400
6 基 金 積 立 金		2
	1 基 金 積 立 金	2
7 諸 支 出 金		4,301
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,300
	2 繰 出 金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	3,042,173

令和 3 年 度

上里町介護保険特別会計予算

議案第 号

令和3年度 上里町介護保険特別会計予算

令和3年度上里町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,957,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		479,274
	1 介 護 保 険 料	479,274
2 国 庫 支 出 金		365,307
	1 国 庫 負 担 金	317,098
	2 国 庫 補 助 金	48,209
3 支 払 基 金 交 付 金		496,146
	1 支 払 基 金 交 付 金	496,146
4 県 支 出 金		275,582
	1 県 負 担 金	261,483
	2 県 補 助 金	14,099
5 繰 入 金		340,982
	1 一 般 会 計 繰 入 金	340,981
	2 基 金 繰 入 金	1
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		26
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	25
歳 入	合 計	1,957,318

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		77,022
	1 総 務 管 理 費	44,741
	2 徴 収 費	2,175
	3 介 護 認 定 審 査 調 査 費	29,872
	4 趣 旨 普 及 費	234
2 保 険 給 付 費		1,780,253
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,634,568
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	41,893
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	34,701
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	6,529
	5 審 査 支 払 手 数 料	934
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	61,628
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		99,139
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	41,811
	2 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	57,328
5 諸 支 出 金		403
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	402
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	1,957,318

令和 3 年 度

上里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 号

令和3年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 316,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		222,994
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	222,994
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		80,765
	1 一 般 会 計 繰 入 金	80,765
4 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
5 諸 収 入		11,828
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	10,285
	4 雑 収 入	1,540
歳 入 合 計		316,088

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		19,740
	1 総 務 管 理 費	18,349
	2 徴 収 費	1,391
2 後期高齢者医療広域連合納付金		294,936
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	294,936
3 諸 支 出 金		912
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	911
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	316,088

令和 3 年 度

上里町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 号

令和3年度 上里町農業集落排水事業特別会計予算

令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		250
	1 分 担 金	250
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,548
	1 使 用 料	2,548
3 繰 入 金		13,748
	1 他 会 計 繰 入 金	13,748
4 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
5 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	16,647

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 事	業 費		11,276
		1 事	業 費
2 公	債 費		5,371
		1 公	債 費
歳 出		合 計	16,647

令和 3 年度

上里町水道事業会計予算

議案第 号

令和3年度 上里町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和3年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	13,278 戸
(2) 年 間 給 水 量	3,624,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	9,929 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 配水管布設工事等	19,700 千円
ロ 老朽管更新事業	65,060 千円
ハ 浄水場更新工事	16,539 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	事 業 収 益	543,793 千円	
第 1 項	営 業 収 益	487,795 千円	
第 2 項	営 業 外 収 益	55,997 千円	
第 3 項	特 別 利 益	1 千円	
		支 出	
第 1 款	事 業 費	491,943 千円	
第 1 項	営 業 費 用	442,246 千円	
第 2 項	営 業 外 費 用	41,697 千円	
第 3 項	特 別 損 失	4,000 千円	
第 4 項	予 備 費	4,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 186,169千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,968千円及び当年度分損益勘定留保資金138,035千円及び繰越利益剰余金処分量39,166千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第 1 款	資本的収入			241,007 千円
第 1 項	企業債			192,200 千円
第 2 項	補助金			37,807 千円
第 3 項	負担金			11,000 千円
		支	出	
第 1 款	資本的支出			427,176 千円
第 1 項	建設改良費			153,355 千円
第 2 項	企業債償還金			273,821 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業 配水管布設工事等 老朽管更新事業 浄水場更新事業	132,200千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
資本費平準化債	60,000千円			
計	192,200千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 52,497 千円 |
| (2) 交際費 | 10 千円 |

(利益剰余金の処分)

第 9 条 繰越利益剰余金のうち39,166千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 減債積立金 | 39,166千円 |
|-----------|----------|

(たな卸資産購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、6,267千円と定める。

令和3年3月 日提出

上里町長 山下博一

令和 3 年 度

上里町下水道事業会計予算

議案第 号

令和3年度 上里町下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和3年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	990 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	378,900 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,038 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業 汚水管渠築造事業	94,650 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	235,693 千円
第 1 項 営業収益	70,827 千円
第 2 項 営業外収益	164,865 千円
第 3 項 特別利益	1 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	232,373 千円
第 1 項 営業費用	190,456 千円
第 2 項 営業外費用	40,916 千円
第 3 項 特別損失	1 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 90,903千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,490千円及び過年度分損益勘定留保資金 11,239千円及び当年度分損益勘定留保資金 71,174千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入		182,953 千円	
第 1 項 企業債		119,500 千円	
第 2 項 国庫補助金		16,000 千円	
第 3 項 分担金及び負担金		3,883 千円	
第 4 項 出資金		26,016 千円	
第 5 項 他会計補助金		17,554 千円	
	支	出	
第 1 款 資本的支出		273,856 千円	
第 1 項 建設改良費		157,272 千円	
第 2 項 企業債償還金		116,584 千円	

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	97,000千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
流域下水道事業 建設負担金	22,500千円			
計	119,500千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 23,657 千円

令和 3 年 3 月 日提出

上 里 町 長 山 下 博 一